

八王子都市計画事業上野第二地区土地区画整理事業における清算金額通知書の送付にかわる公告について

八王子都市計画土地区画整理事業換地清算金取扱規則第3条の規定による八王子都市計画事業上野第二地区土地区画整理事業の下記に記載する者に対する清算金額通知書は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第1項の規定により当該通知書の送付にかえてその内容を下記のとおり公告する。

令和7年3月7日

八王子都市計画事業上野第二地区土地区画整理事業

施行者 八王子市

代表者 八王子市長 初宿 和夫

1. 書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 省略

住所及び氏名については、個人情報等への配慮の観点から記載を省略します。

2. 通知の内容

八王子都市計画事業上野第二地区土地区画整理事業による清算金を、別紙清算金額通知書のとおり決定しましたので通知します。

なお、別紙については、掲載を省略し、東京都八王子市台町四丁目6番において掲示しています。